

JRIS 一問一答

一問一答【2008】32号

2008年11月13日

日綜(上海)投資コンサルティング有限公司

投資コンサルタント 佐々木 清美

e-mail : sasaki@jris.com.cn

http://www.jris.com.cn

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-50541677 fax : 021-50546122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

質問 :

「増値税発票」をなくしてしまいました。再発行してもらいたいのですが・・・。

購入側がもらう増値税発票は、「税額控除控え」と「増値税発票控え」の2枚があります。重要な証憑ですので紛失しないよう十分な注意が必要ですが、郵送やクーリエで送付して届かなかった、他の書類の間にはさんだため所在がわからなくなった等、長年のビジネスの上ではまれにそういった事態が発生してしまいます。

つつい気軽には再発行をお願いしてしまいたくなりますが、原則として増値税発票の「再発行」はしてもらえません。万一発票を紛失してしまった場合、下の説明通り増値税控除用の手続きを行います。

1. 「税額控除控え」と「増値税発票控え」両方ともなくしてしまった

仕入れ税額控除や輸出に伴う増値税還付を受けるにあたり、90日以内に税務署の不正防止電子システムによって受け取った増値税発票の認証手続きを行う必要があります。この認証を行っている場合と行っていない場合の処理は異なります。

(1) すでに不正防止電子システムによる認証を受けていた場合

増値税発票発行者(販売者)側が保管をしている記帳用控えコピーと、販売者側管轄税務機関が発行した「紛失増値税専用発票納税申告完了証明書」を持って、購入側税務局窓口で手続きを行います。担当が確認し、問題なしと認められた後、「紛失増値税専用発票納税申告完了証明書」は合法的な証憑として増値税税額控除ができるようになります。

(2) まだ認証を受けていない場合

増値税発票発行者(販売者)側が保管をしている記帳用控えコピーを持って主管税務機関で認証を行い、認証が符号した場合、記帳用控えコピーと販売側所在地の税務機関が発

行した「紛失増値税専用発票納税申告完了証明書」を提出し、購入者側の主管税務機関で審査と同意を得た後、合法的な証憑として増値税税額控除や輸出に伴う増値税還付申請を行うことができるようになります。

2. 「税額控除控え」をなくしてしまった

さて、受け取る2枚の綴りのうち、「税額控除控え」をなくした場合もまた、認証前・認証後で微妙に手続きが変わってきます。認証を受けていた場合、「増値税発票控え」のコピーを保管しておきます。認証を受けていなかった場合には、「増値税発票控え」を主管税務機関に持参し認証を受け、コピーを保管します。

3. 「増値税発票控え」をなくしてしまった

「増値税発票控え」のほうを紛失してしまった場合は、「控除控え」を記帳証憑とすることが可能で、そのコピーを取って保管しておきます。

上に説明したように、発票を受け取った後、90日以内に税務署の不正防止電子システムによる認証手続きを行う必要があるのですが、増値税発票をなくして「そのうち見つかるだろう」とそのままにしておくとう有効期限が切れ、増値税額控除ができなくなりますので、紛失が発覚したら早めに手続きを行いましょう。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。